



2025年6月26日

各位

会社名 株式会社 ZOZO
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 澤田 宏太郎
(コード番号 3092 東証プライム)
問合せ先 取締役副社長兼 CFO 柳澤 孝旨
電話番号 043 (213) 5171

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である LINE ヤフー(株)について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等
(2025年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
ソフトバンクグループ(株)	親会社	0.0	51.5	51.5	株式会社東京証券取引所 プライム市場
ソフトバンクグループジャパン(株)	親会社	0.0	51.5	51.5	—
ソフトバンク(株)	親会社	0.0	51.5	51.5	株式会社東京証券取引所 プライム市場
A ホールディングス(株)	親会社	0.0	51.5	51.5	—
LINE ヤフー(株)	親会社	0.0	51.5	51.5	株式会社東京証券取引所 プライム市場
Z ホールディングス中間(株)	親会社	51.5	0.00	51.5	—

2. 親会社のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名称：LINE ヤフー(株)

理由：当社へ取締役2名を派遣しており、当社の意思決定に大きな影響を与えられ考えられるため。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社との関係

LINE ヤフー(株)は、当社の議決権の51.5%を直接保有しているZホールディングス中間(株)の親会社であります。当社とLINE ヤフー(株)の間では、ZOZOTOWNのYahoo!ショッピング出店、ZOZUSEDのYahoo!オークション出店、LINE ヤフー(株)のメディアから当社へのユーザー送客、ならびにスマートフォン決済サービスPayPayの導入などの取引を行っております。

(2) 親会社等からの独立性の確保について

当社は、親会社である LINE ヤフー(株)から 2 名を当社取締役として招聘しており、インターネットサービス業界で培われた豊富な経験と幅広い見識から事業運営のための助言・提言を受けております。親会社からの独立性確保については、親会社からの事業上の制約はなく当社独自の経営判断が行える状況であること、従業員の雇用、人事、労働条件等の従業員に関する事項においても当社の経営判断を尊重すること、取締役会決議において特別の利害関係を有するものは当該議案の決議に参加できないこと等が明確に定められており、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えております。

(役員の兼務状況)

(2025 年 6 月 26 日現在)

役職	氏名	その他の関係会社又はグループ企業での役職	就任理由
取締役	秀 誠	(株)一休 取締役会長 LINE ヤフー(株) 上級執行役員 コマースカンパニー CEO	インターネットサービス業界における事業戦略及び親会社グループ会社における企業経営で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの経営に活かすため
取締役	永田 佑子	LINE ヤフー(株) 執行役員 マーケティング統括本部長	インターネットサービス業界および化粧品業界で培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの経営に活かすため

4. 支配株主等との取引に関する事項

(2025 年 3 月 31 日現在)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	LINE ヤフー(株)	東京都千代田区	250,128	インターネット上の 広告事業 イーコマース事業 会員サービス事業等	51.5	役務の受入	決済代行サービスの利用(注)	—	売掛金	5,885
親会社の 子会社	SB ペイメント サービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス カード・ポイントサ ービス 集金代行サービス 送金サービス等	—	役務の受入	決済代行サービスの利用(注)	—	売掛金	29,793

(注) 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありませんので、取引金額は記載していません。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「親会社グループとの間の取引の公正性維持に関する規程」を定めており、そのルールに則り運用を行っております。支配株主等との取引においては、法令を遵守し、第三者との間で実施する同一、同種又は類似の取引と比較して当社グループに不当に有利又は不利な条件で行われてはならないものとし、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定し、その可否、条件等については、少数株主の権利を不当に害することのないよう十分に検討した上で取引を実施する方針としております。

以上